

商品名等 (電気用品名等)	電動テープカッター及び電動テープ貼り機
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能</p> <p>A：電動テープカッター 本製品は、テープを任意の長さに切断し、切断したテープを本機のターンテーブルに貼る機器である。使用者はターンテーブルに貼られたテープを剥がしてテープ貼付け対象物に自ら貼る。</p> <p>B：電動テープ貼り機 本製品は、貼付けテープを任意の長さに切断するとともに、当機のテープ貼付け台部の指定場所に個装箱を置くことにより、個装箱のコーナー部分にテープを貼付ける機器である。</p> <p>○構造、仕様、意匠 定格等</p> <p>A：電動テープカッター 100V、50/60Hz、41/35W、 250(W)×150(D)×120(H)mm</p> <p>B：電動テープ貼り機 100V、50-60Hz、60W 145(W)×425(D)×220(H)mm</p> <p>○主な使用者、販売先 各種工場、流通事業者</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>A：電動テープカッター 特定電気用品以外の電気用品中、電動応用機械器具の「その他の電動工具」として取り扱う。</p> <p>B：電動テープ貼り機 特定電気用品以外の電気用品中、電動応用機械器具の「包装機械」として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>A：電動テープカッター テープを設定された任意の長さに切断するものであることから、「その他の電動工具」として取り扱うことが妥当と判断する。</p> <p>B：電動テープ貼り機 個装箱等のコーナー部分を、テープで貼付けて包装するものであることから、「包装機械」として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	